

見舞金・貸付

■高島市り災見舞金

災害により居住する家屋に全壊、流失、大規模半壊、半壊（床上浸水）の被害を受けた場合、世帯に対して次の見舞金が交付されます。  
 ○全壊、流失…100万円 ○大規模半壊…5万円  
 ○半壊（床上浸水）…3万円  
 ※申請は不要です。  
**【窓口】** 社会福祉課 ☎(25) 8120

■滋賀県被災者生活再建支援制度

県内において、台風 18 号により住宅被害を受けた世帯に対し、支援金が交付されます。交付額は、以下の2つの支援金の合計額となります（世帯人数が1人の場合は、各該当項目の金額の4分の3の金額）。  
**《基礎支援（支給額）》**  
 ○全壊…100万円 ○解体…100万円  
 ○大規模半壊…50万円 ○半壊…35万円  
 ○床上浸水…25万円  
**《再建支援（支給限度額）》**  
 ○建設・購入…200万円 ○補修…100万円  
 ○補修（床上浸水）…25万円 ○賃借…50万円  
 ○賃借（床上浸水）…25万円  
**【窓口】** 社会福祉課 ☎(25) 8120

■滋賀県共同募金会災害見舞金

災害により家屋が流失、倒壊、床上浸水した場合、1世帯につき2万円の見舞金が交付されます。  
 ※申請は不要です。  
**【窓口】** 高島市共同募金委員会 ☎(36) 8220

■生活福祉資金貸付制度

災害により家屋、家電などに損失を受け、修繕や購入に必要な費用の工面に困っている低所得者世帯に、臨時に必要な費用を貸し付けます。  
**【窓口】** 高島市社会福祉協議会 ☎(36) 8220

■母子寡婦福祉資金の償還の特例

事業開始資金、事業継続資金または住宅貸付を受けている方が、災害により家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた場合、資金の償還にかかる据え置き期間の延長や償還の猶予を行います。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

税金等

■固定資産税の減免

災害により被害を受けた土地、家屋、償却資産の固定資産税の減免が受けられる場合があります。  
**【窓口】** 税務課 ☎(25) 8116

■個人住民税の減免

被災された方が個人住民税の納付が著しく困難な場合、減免が受けられる場合があります。  
**【窓口】** 税務課 ☎(25) 8116

■国民健康保険税の減免

災害により住宅が全壊・半壊・床上浸水した場合には、減免が受けられる場合があります。  
**【窓口】** 税務課 ☎(25) 8116

■後期高齢者医療制度保険料の徴収猶予・減免

災害により住宅等に被害を受けた場合、保険料の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。  
**【窓口】** 保険年金課 ☎(25) 8137

■介護保険料の徴収猶予・減免

介護保険第1号被保険者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、介護保険料の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。  
**【窓口】** 長寿介護課 ☎(25) 8029

■介護保険利用者負担額の減額

要介護者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、介護保険給付の利用者負担額10%のうち7%を免除します。  
**【窓口】** 長寿介護課 ☎(25) 8029

■県税の取り扱いについて

災害により被害を受けた場合には、県税（個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税）の申告・納付等の期限延長、軽減措置、納税の猶予の制度があります。  
**【窓口】** 県西部県税事務所高島納税課 ☎(25) 8012

■国税の取り扱いについて

災害により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。また、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。  
**【窓口】** 今津税務署 ☎(22) 2561

住宅

■宅地防災工事資金融資制度

地方公共団体から宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告または改善命令を受けた場合、擁壁や排水施設の工事等に対して住宅支援機構から低利の融資が受けられます。  
**【窓口】** 都市計画課 ☎(22) 0904

災害ごみ

■ごみの処分手数料の免除

災害ごみを環境センターに搬入された場合の処分手数料は免除します。  
**【窓口】** 環境政策課 ☎(25) 8123

上下水道

■上下水道使用料の免除

浸水被害を受けられた上下水道使用者（り災台帳登録者）を対象に、9月16日から11月20日（11月検針日）までの期間の使用水量について、昨年同月期の使用水量と比較して超過した水量に対する使用料を免除します。  
**【窓口】** 経営課 ☎(22) 6838

子ども

■保育園・幼稚園入園者にかかる保育料の減免

災害により生活の基盤となる資産に被害（床上浸水以上）を受けたと認められる場合、入園者の保育料を一律2分の1に減額します。減額期間は、被害を受けた月の翌月から6か月間。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

■保育の特例措置

災害に遭い、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭での保育が困難であると認められる場合、就学前児童を保育園で受け入れます。入園期間は、被害を受けた日から最長6か月。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

■学童保育所の入所料および保育料の減額

災害により生活の基盤となる資産に被害（床上浸水以上）を受けたと認められる場合、入所料および保育料を一律2分の1に減額します。減額期間は、被害を受けた月の翌月から6か月間。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

■学童保育所通所の特例

災害に遭い、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭での保育が困難であると認められる場合、小学生児童を学童保育所で受け入れます。入所期間は、被害を受けた日から最長6か月。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

■児童扶養手当等の特別措置

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている方について、災害により所有する財産の2分の1以上の被害を受けたときに、一時的に手当を全額支給します。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

■高島市就学援助費給付制度

災害により家屋等に被害（床上浸水以上）を受け、経済的に就学が困難となった児童・生徒の保護者に、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費の援助を行います。  
**【窓口】** 学校教育課 ☎(32) 4471

障がい者（児）

■特別障害者手当・障害児福祉手当等の特例措置

災害により家屋の全壊、半壊等財産に被害を受けた場合、所得制限による特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給停止者に対して、被害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給します。  
**【窓口】** 障がい福祉課 ☎(25) 8516

■障がい福祉サービスにかかる利用者負担額の減額

障がい福祉サービス受給者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、障がい福祉サービス利用者負担額10%のうち7%を免除します。  
**【窓口】** 障がい福祉課 ☎(25) 8516

■訪問入浴サービス事業等の利用者負担金の減額

訪問入浴サービス事業等（移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業）受給者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、利用者負担額5%のうち2%を免除します。  
**【窓口】** 障がい福祉課 ☎(25) 8516

■特別児童扶養手当等の特別措置

災害により家屋の全壊、半壊等財産に被害を受けた場合、所得制限による特別児童扶養手当の支給停止者に対して、被害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給します。  
**【窓口】** 子育て支援課 ☎(25) 8136

高齢者

■高齢者インフルエンザ予防接種費用の還付

被災者で、65歳以上の方および60歳以上の心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級の方）が、医療機関で負担されたインフルエンザワクチンの接種費用の自己負担分を還付します。  
**【窓口】** 健康推進課 ☎(25) 8078

企業

■中小企業に対する「セーフティネット資金（台風18号被害関連）」融資制度

台風18号により、施設または設備の損壊等何らかの物的損害が発生した中小企業を対象に、復旧のための設備資金や運転資金を最高8,000万円まで年1.1%の利率で融資が受けられます。  
**【窓口】** 高島市商工会 ☎(32) 1580

その他

■被災者相談窓口の設置

台風18号被害に関してお困りのことがあればご相談をお受けします。  
**【窓口】** 生活相談課 ☎(25) 8125